

会 期 日 程 表 （第 2 回 能 登 町 議 会 臨 時 会）

平成 1 7 年 4 月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	2 6 日	火	午 後 1 時 0 0 分	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 町 長 就 任 挨 拶 並 び に 施 政 方 針 表 明 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

※ 議会運営委員会で、「委員会付託」を行わないことが決定されました。

(午後1時00分)

開 会

議長（大谷内 義一）

ただいまから、平成17年第2回能登町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、41名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

会議録署名議員の指名

議長（大谷内 義一）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 小路政敏君、6番 奥成 壮三郎君を指名いたします。

会 期 の 決 定

議長（大谷内 義一）

日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

議長（大谷内 義一）

日程第3「諸般の報告」を行います。

去る4月12日、金沢で開催されました、石川県町村議会議長会定期総会において、自治功労議員（30年以上在職）でございます。青木豊治議員に、全国町村議会議長会表彰状の伝達がなされましたのでご報告申し上げます。青木議員、おめでとうございます。

また、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

町長就任あいさつ並びに施政方針表明

議長（大谷内 義一）

日程第4「町長就任あいさつ並びに施政方針表明」について、持木町長から申し出がありましたのでこれを許します。町長 持木一茂君。

町長（持木 一茂）

本日ここに、平成17年第2回能登町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、ご多用にもかかわらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

臨時会の開会にあたり、発言の機会を与えていただきましたことに対しまして、議員各位のご高配に深く感謝申し上げます。

さて私事ではございますが、過日の町長選挙におきまして、議員各位並びに町民の皆様方からの温かいご支援により、無投票で初代能登町長に就任させていただきました。まことに光榮の至りに存じますとともに、感謝の念の絶えないところであります。同時に、課せられた使命の大きさと責任の重さに身を引き締めております。任期中は、町民の皆様からの厚い負託に迅速に答えるべく、全力を傾注して職務に万進する所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますよう、この場をお借りして衷心からお願いを申し上げます。

さて、平成の市町村合併は、政府の目標だった千には届かないものの、千八百二十前後まで集約される見込みです。石川県でも、来年3月末までには、41市町村が19市町に再編されることとなります。もとよりこの数字自体が問題なのではなく、平成の大合併は、地方分権社会の推進や少子高齢化社会の流れに対応しながら、行財政運営を効率化させていくことを目的としています。これからは、自己決定・自己責任・自己負担の原則に沿い、21世紀の能登町をどのような形で展開し、発展させていくのかが重要な課題であると認識しております。

新能登町は、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」をキャッチフレーズにスタートいたしました。合併協議会において決定された能登町建設計画をもとに、新しい町づくりが、いよいよ始動したわけです。すべての町民が合併してよかった、住んでいてよかったと実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。また合併したことによって、不都合な思いを感じることをしないよう、十分に配慮と目配りをしながら、町民同士の融和を図り、新町の一体感の醸成に努めてまいります。

私は、新町建設計画の具体化に向けた町政運営方針として、5つの柱を掲げることといたします。

その第1は、「人づくりのまちづくり」であります。私は、今回の選挙で「まちづくりに人材は大切、そのためには人づくりだ」と訴えてまいりました。新しい時代にふさわしい

人材を育成することは、未来への最大の投資であり、学校や家庭、地域社会が一体となって取り組まなければならない課題であります。合併前の住民アンケートでは、広域的なまちづくりが合併効果の一つに挙げられております。教育の充実と均衡のとれた町の発展のため、人づくりは、まさにまちづくりそのものであります。このため、特にこれからの能登の未来を担う青少年の教育に力を注いでまいります。更に、誰もが自分に備わった能力や可能性を発揮し、町民主体のまちづくりを推進していけるよう、生涯学習やNPO、ボランティア活動など、様々な分野における活発な町民活動を支援してまいります。

第2には、「産業活性化のまちづくり」であります。新しい町章は、海山に抱かれた地域を表しております。第1次産業である農林水産業は、能登町の重要な産業であり、第1次産業の大切さをもう一度見直したいと思っております。富山湾に面し、自然環境に恵まれた地の利を活かした、産業振興施策の推進を重点方針とし、旧3町村がそれぞれ力を注いできた、海洋深層水、ブルーベリー、きのこ、寒ぶりなどの特産品を積極的に活用するために、新たな利活用を研究するとともに、町名とした「能登」の知名度を最大限に生かし、地域ブランドを確立したいと思っております。また、学校給食へ地元の食材の利用など、地産地消運動の拡大や、農村、漁村体験型旅行であるブルー・ツーリズムやグリーンツーリズムのメニューづくりに力を注ぎ、交流人口の拡大を積極的に推進するため、鋭意宣伝活動に努めてまいります。また、9月の完成を目指して、海洋深層水加工施設の建設が進んでいますが、私は、未知の可能性を秘めているこの海洋深層水を、奥能登の産業振興の起爆剤として、あらゆる産業分野への利活用を図っていききたいと思っております。

第3には、「福祉のまちづくり」であります。子育て支援の充実と、高齢者が安心して暮らせる町づくりを重点方針とし、地代を担う子供達が健やかに生まれ、育つ環境づくりを目指して、行政、関係機関、住民の協働のもと地域が一体となり、思いやりのあるたくましい子の育つ町づくりを目指します。また、誰もが地域で暮らしていける社会づくりを進める観点から、在宅福祉サービス提供の体制充実を図りながら、デイサービス事業や各種の支援制度を推進してまいります。

第4には、「循環型のまちづくり」であります。豊かな自然、恵まれた歴史や文化を持つふるさとを次の世代に引き継いでいくため、町民・事業者・行政が主体的に協働し、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。ごみの減量化とリサイクルを推進し、町民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚、さらに不法投棄の未然防止につなげたいと思っております。また、新エネルギーの活用としてバイオマスプラントを研究し、利活用を推進してまいります。

最後の第5は、「交通・情報のまちづくり」の推進であります。長い間、住民の足となっておりましたのと鉄道も、穴水から蛸島までの区間が3月末日をもって廃線となり、4月1日から代替バスが運行されるなど、利用者の交通環境は激変いたしました。総合的な交通ネットワークの推進を重点方針とし、鉄道の廃止で不便になることのないよう、地域密着型バスを充実するとともに、広域・幹線道路網の整備を進め、住民生活を支える生活道

路や公共交通網の整備を積極的に進めてまいります。また、高度情報化社会が到来した今日、福祉、教育、産業の振興に欠かせないものとなりつつある光ファイバー網の整備を積極的に進めるとともに、CATV網の速やかな敷設と利活用を促進し、住民の皆様すべてが、居ながらにして最新の情報を容易に、手に入れることができる環境を是非提供したいと思っております。しかしながら、この5つの柱に沿って合併後のまちづくりを着実に進めていくためには、適正な財政計画に基づいて、施策を実施していかなければなりません。ご承知のとおり、旧能登町、柳田村及び内浦町の経常収支比率は、いずれも高く、また一般会計及び特別会計における町債残高も400億円程あり、合併後も財政の危機的状況に変わりはありません。その上で、今後も一層厳しくなる国の三位一体の改革への対応もしていかなければなりません。硬直化した財政状況を打開し、限られた税財源をより効率的に有効に活用していくためには、さらなる行財政改革を進めなければならないことは自明の理であります。

私は、町民と同じ目線で対話を重ね、職員の知恵を生かしながら、決断し行動する町長となり、私たちの住む能登町を希望と活力のみなぎる町へと変えていきたいと思っております。

能登町を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、こうした厳しい逆境の状況こそが絶好のチャンスです。私たちの暮らす大切な町だからこそ、この合併というめったにないチャンスを生かし、より良い町づくりを推進していきたいと考えております。

自分自身を信頼し、町民の皆様様の活力を信じて、これまでにない新しい能登町を築くために全力を傾注し行動してまいります。どうぞ、議員各位並びに町民の皆様方におかれましては、私の決意をお汲み取りいただきまして、更なるご指導とご鞭撻を賜り、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。就任に際してのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

報告第17号～報告第45号・議案第8号～議案第12号

議長（大谷内 義一）

以上で持木町長の就任挨拶並びに施政方針表明を終わります。

日程第5 報告第17号、平成16年度能登町一般会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについてから

報告第45号、平成17年度能登町病院事業会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの29件、

議案第8号、能登町農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例についてから、

議案第12号、能登町教育委員会委員の任命についてまでの5件、

併せて34件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長 持木 一茂君。

町長（持木 一茂）

それでは、提案理由の説明をいたしますが、私にとりまして、初めての議会に臨ませていただくことから、議員各位におかれましては、的確なるご指導とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

本日、ここにご提案いたしました報告29件、議案5件につきまして、逐次ご説明申し上げます。

まず、報告第17号から報告第28号までの平成16年度予算の専決処分について、ご説明いたします。

平成16年度の各予算につきましては、能登町が誕生した3月1日をもって作成された暫定予算を、3月31日にそれぞれ決算見込みに基づいて所要の調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

まず、報告第17号「平成16年度能登町一般会計予算」についてであります。この予算は旧3町村の一般会計予算の他、合併により消滅する一部事務組合、能登三郷生活環境振興組合の予算を引き継ぎ、先にご承認をいただきました暫定予算を、決算見込みに基づいて所要の調整を行い、本予算としたものであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2千3百39万4千円としたものであります。暫定予算と比較すると、2億1千4百23万8千円の減額であります。合併前の町村の一時借入金、暫定予算編成時の予想より少なかったことその他、各事務事業に要する経費の確定がその主な内容です。また、歳入では、主に基金からの繰入金を減額して、収支の均衡を図りましたのでよろしくご説明いたします。

次に、報告第18号「平成16年度能登町国民健康保険特別会計予算」についてありますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ保険事業勘定について5億3千8百2万9千円、直営診療施設勘定について百83万3千円としたものであります。内容は、先にご承認をいただきました暫定予算を、決算見込みに基づいて所要の調整を行ったものでありますので、よろしくご説明いたします。

報告第19号「平成16年度能登町老人保健特別会計予算」につきましても暫定予算を決算見込みに基づいて所要の調整を行ったものであり、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千8万円といたしました。

報告第20号「平成16年度能登町介護保険特別会計予算」につきましても、同様に予算の総額を歳入歳出それぞれ保険事業勘定について4億3千3百98万8千円、サービス事業勘定について2千3百17万6千円としたものであります。

次に、報告第21号「平成16年度能登町観光施設特別会計予算」は、暫定予算と同額で予算の総額は歳入歳出それぞれ70万2千円であります。

報告第22号「平成16年度能登町公共下水道事業特別会計予算」は、予算

の総額を歳入歳出それぞれ6億9千8百55万3千円といたしましたが、内容は、先にご承認をいただきました暫定予算を、決算見込みに基づいて、所要の調整を行ったものでありますのでよろしくお願いいたします。

報告第23号「平成16年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」は、暫定予算を決算見込みに基づいて所要の調整を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千2百57万4千円といたしましたものであります。

報告第24号「平成16年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」につきましても、決算見込みに基づく所要の調整を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千59万7千円としたものであります。

報告第25号「平成16年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ3千2百95万3千円といたしましたが、決算見込みに基づく所要の調整を行ったものであります。

報告第26号「平成16年度能登町簡易水道事業特別会計予算」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ暫定的に1億7千3百81万7千円といたしましたが、同様に決算見込みに基づく所要の調整を行ったものでありますのでよろしくお願いいたします。

報告第27号「平成16年度能登町水道事業会計予算」についてであります。給水戸数は6千6百13戸、収益的収支、資本的収支共に暫定予算との差異は無く、主要な建設改良事業にも変更はありませんのでよろしくお願いいたします。

報告第28号「平成16年度能登町病院事業会計予算」については、決算見込みに基づく調整を行い、収益的収支のうち第1款病院事業費用を1千50万円減額し2億5千5百21万円といたしましたのでよろしくお願いいたします。

次に、報告第29号「能登町税条例の一部を改正する条例について」でございますが、本年3月末に公布されました、地方税法の一部改正に伴い、現在、恒久的減税の一環として実施している定率減税の縮小、老年者控除の段階的廃止などを主な改正内容として、専決処分したものであります。

次に、報告第30号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」でございますが、これにつきましても、地方税法の一部改正に伴うもので、固定資産税の課税標準の特例を受ける納税義務者の規定の改正により、専決処分をしたものであります。

次に、報告第31号「能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、租税特別措置法の一部改正に伴い、固定資産税の課税の特例について、個人の事業用設備の必要経費に算入できる期間を延長する内容について、専決処分したものであります。

次に、報告第32号「能登町過疎地域活性化対策のための固定資産税の課税特例に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、これにつきましても、租税特別措置法の一部改正に伴うもので、固定資産税の課税免除となる法人の設備投資に係る取得価格の要件を引き上げる改正について、専決処分したものであります。

続きまして、報告第33号から報告第45号までの平成17年度暫定予算及び骨格予算の専決処分について、ご説明申し上げます。

平成17年度の一般会計及び特別会計暫定予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、本予算が成立するまでの間の必要な収支について、暫定予算を調整し、4月1日をもって専決処分を行ったものであります。

また、水道事業会計及び病院事業会計は、事業の継続性の問題から通年予算を編成いたしておりますが、政策的経費を除く骨格予算として調整し、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

暫定予算の編成にあたりましては、各会計に共通する暫定予算編成方法は、原則として4月から6月までの3ヶ月間に要する経常的経費を基本に編成いたしました。年度当初に契約を要する委託事業や賃貸借の他、第1四半期に契約を要する工事費あるいは工事負担金等についても予算化いたしております。予算措置がないと法律上契約が出来ないこととなり、行政運営上支障を来す恐れがあるという趣旨で、予算化をいたしたものでありますので、宜しくお願い致します。また、平成16年度の暫定予算は、年度末1ヶ月間の暫定予算であったことから、歳入歳出の金額は当然同額となりましたが、平成17年度の暫定予算につきましては、歳入・歳出とも年度当初から3ヶ月間の期間を区切ったの計上額であることから、歳入と歳出の金額が異なる予算とならざるを得ないので、よろしくお願いいたします。

それでは、各会計の暫定予算の専決処分についてご説明いたします。

まず、報告第33号「平成17年度能登町一般会計暫定予算」につきまして、歳入予算額は、39億円、歳出予算額は41億8千万円でございますが、4月から6月までの3ヶ月間に要する経常経費の他この期間中に契約等を要する経費の全額について予算化をいたしております。議会費には、暫定期間中における議会活動に要する経費を計上いたしました他、民生費にはシルバー人材センター活動費や各福祉施設管理運営委託料等を計上いたしました。利用者の利便性を考慮し、年間を通じた施設運営に配慮したものでありますので、よろしくお願いいたします。衛生費には、病院事業や水道事業会計への繰出金のルール分、廃棄物収集運搬業務委託料、クリーンセンター運転業務委託料を計上し、労働費には、勤労青少年ホーム運営委託料を、農林水産業費には、暫定期間中の農

業委員会活動に要する経費や、モデル農場及び畜産センターの管理運営委託料を計上し、商工費には、各商工振興施設や観光施設の管理委託料の他、観光施設特別会計への繰出金を計上いたしております。土木費には、道路台帳の統合整理のために必要な委託料や、継続事業で実施している地方特定道路整備事業費を計上し、消防費には、柳田分署と内浦分署に配備する消防ポンプ自動車の経費を計上いたしました。教育費は、スクールバスの運營業務委託料や継続事業である松波小学校の大規模改造事業、羽根万象美術館運営委託料や満天星管理委託料、運動公園管理委託料等を計上いたしております。以上の他、各款項目を通して、暫定期間中の事務事業や住民サービスに支障が出ないように、配慮いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第34号「平成17年度能登町有線放送事業特別会計暫定予算」についてであります。一般会計と同様に、4月1日から6月末までの3月間を基本に加入者の利便性を考慮して必要な経費を見込み、歳入を6千71万7千円、歳出を5千9百84万1千円といたしました。また、一時借入金の最高額につきましては、暫定的に2千万円といたしております。この会計につきましては、従来一般会計で経理していた有線放送事業を特別会計として経理することにより、会計の独立化と収支の明確化を図り事業運営の効率化を進めたい趣旨でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第35号「平成17年度能登町国民健康保険特別会計暫定予算」についてであります。これにつきましても、3ヶ月の暫定期間を基本に、加入者の保険給付に支障が生じないように必要な経費を見込み、保険事業勘定の歳入を4億1千5百95万9千円、歳出を8億4千19万9千円、直営診療施設勘定については歳入を2百21万円、歳出を3百17万9千円としたものであります。また、一時借入金の最高額につきましては、暫定的に保険事業勘定を5億円とし、直営診療施設勘定を百30万円といたしております。

報告第36号「平成17年度能登町老人保健特別会計暫定予算」につきましても、3ヶ月の暫定期間を基本に、加入者の医療給付等に支障が生じないように必要な経費を見込み、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7千2百16万8千円としたものであります。

報告第37号「平成17年度能登町介護保険特別会計暫定予算」につきましても、3ヶ月の暫定期間を基本にし、対象者の介護認定、保険給付並びに事業運営等に支障が生じないように必要な経費を見込み、保険事業勘定の歳入を4億3千3百92万6千円、歳出を5億6千7百80万3千円とし、サービス事業勘定については歳入を2千8百20万1千円、歳出を9千9百32万7千円としたものであります。また、一時借入金の最高額は、暫定的に保険事業勘定を1億5千万円とし、サービス事業勘定を2千万としたものであります。

次に、報告第38号「平成17年度能登町観光施設特別会計暫定予算」についてであります。歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9千41万7千円です。編成にあたりましては、他の会計と同様に3ヶ月の暫定期間を基本としておりますが、この暫定期間中に施設の管理委託先との契約を要するため、ほぼ年間経費と同額の予算が計上されておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

報告第39号「平成17年度能登町公共下水道事業特別会計暫定予算」についても、3ヶ月の暫定期間中の事業に、支障が生じないように施設管理に必要な経費を見込み、歳入を4千9百92万8千円、歳出を1億8千5百41万7千円といたしたものであります。また、また、一時借入金の最高額を、暫定的に1億5千万円といたしており、暫定予算ではあります。第1四半期に契約を要する建設改良の委託事業について、予算化をいたしております。

報告第40号「平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計暫定予算」につきましては、3ヶ月の暫定期間中の事業に、支障が生じないように施設管理や調査設計のための必要な経費を見込み、歳入を2千9百38万円、歳出を3千73万8千円としたものであります。また、一時借入金の最高額を暫定的に1千万円といたしております。

報告第41号「平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計暫定予算」については、歳入を4百54万円、歳出を1千9百3千円とし、一時借入金の最高額を、暫定的に8百万円といたしておりますが、3ヶ月の暫定期間中の事業に、支障が生じないように施設管理や調査設計のための必要な経費を見込んだものでありますので、よろしくようお願いいたします。

報告第42号「平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算」については、歳入を3百94万9千円、歳出を1千5万円とし、一時借入金の最高額を、暫定的に8百万円といたしておりますが、3ヶ月の暫定期間中の施設管理費や町民からの要望に応えるために、必要な経費を見込んだものでありますので、よろしくようお願いいたします。

報告第43号「平成17年度能登町簡易水道事業特別会計暫定予算」については、歳入を2千33万9千円、歳出を4千8百43万3千円とし、一時借入金の最高額を、暫定的に3千万円といたしておりますが、3ヶ月の暫定期間中の施設管理費の他、継続事業としてのダム建設負担金や設計に要する経費を計上したものでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、報告第44号「平成17年度能登町水道事業会計予算」についてであります。給水戸数は、6千6百50戸、収益的収支では収入に4億4千63万4千円、支出に3億8千8百80万7千円、資本的収支では収入に補助金を1千5百65万6千円、支出には企業債の償還金を1億6千9百38万2千円

計上いたしました。公営企業の効率的運営の問題から政策的経費を除いた骨格予算を編成させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

報告第45号「平成17年度能登町病院事業会計予算」については、病床数は188床、収益的収支では収入、支出共に27億4千9百92万4千円、資本的収支では、収入に補助金と地方債を併せて1億2千4百29万8千円、支出には、医療器械の整備費と企業債の償還金を併せて1億7千40万9千円計上いたしました。水道事業と同様に、政策的経費を除いた骨格予算を編成させていただいておりますのでよろしくようお願いいたします。

以上が、平成17年度の各会計の暫定予算の内容であります。建設事業等、投資的経費を含めた年間予算につきましては、6月定例会でご提案申し上げますので、併せてご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、議案第8号「能登町農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例について」でございますが、現在、能登町の農業委員の選挙による委員の定数は、合併特例法の適用により32人となっております。この委員の任期は、本年7月19日までであります。したがって、新町になって初めての農業委員の選挙を国の要請により7月10日に執行することとなりました。今回提案しました選挙による委員の定数は、12人とし、合併前の旧能都町、柳田村及び内浦町をそれぞれ選挙区とし、それぞれの選挙区の定数を4人とするものであります。ただし、経過措置としてこの条例施行後、最初に行われる選挙に限り、選挙による委員の定数を15人、旧町村ごとの選挙区の定数を、それぞれ5人とするものであります。この経過措置の定数案は、合併前の3町村の農業委員会合議案でありますので、議員各位のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号「能登町監査委員の選任について」でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、識見を有する者及び議員の内から選任こととなり、識見を有する者として、彌録文彦氏を、議会議員の内から選任すべき監査委員として、多田喜一郎氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

次に、議案第10号「能登町公平委員会委員の選任について」でございますが、地方公務員法第9条第2項の規定により委員に、川端登喜夫氏、石田榮子氏、椿原安弘氏の3名を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

次に、議案第11号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございますが、地方税法第423条第3項の規定に基づき委員に、藪馬毅氏、赤田一男氏、井高吉孝氏の3名を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

議長（大谷内 義一）

以上で提案理由の説明が終わりました。お諮りします。報告第17号から報告第45号までの29件、及び議案第8号から議案第12号までの5件、併せて34件については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、報告第17号から報告第45号までの29件及び議案第8号から議案第12号までの5件、併せて34件については、委員会付託を省略することに決定致しました。お諮りいたします。

議案第9号 能登町監査委員の選任について

議案第10号 能登町公平委員会委員の選任について

議案第11号 能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第12号 能登町教育委員会委員の任命について

以上4議案については、人事案件ですので質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号から議案第12号までの4件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

議長（大谷内 義一）

これより、人事案件以外についての質疑を行います。
質疑は自席で行って下さい。質疑はありませんか。

16番 山本議員

16番（山本 一朗）

17年度の予算書の39ページに総務費交通対策費がございます。これは6月議会に聞けばいいと思うんですが、緊急を要している面とか、いろいろ早急にと言う地域の方々の願いがございますので、ご了解の程お願いいたします。まず、企画課長にお聞きいたしますが、町営バスの運行に関しては、現在、いったいスムーズにいつているのかと、そのへんが一点と、宇出津地区と言っても過言じゃないと思うんですが、崎山1丁目から4丁目、おおよそ、350世帯ございます。かなりの人口密度が高いところですが、そこには、バスが一本も通っていないとそういう不都合なことがあるのかと言う問い合わせがたくさんきておりますが、課長の所へもきていていると思うんです。そのへんは、今、県と折衝して通すようにするのか、ならないのか、また、バス停の問題ですが、雨が降ったら年寄り、子供さんがベチャベチャに濡れて待っている。傘をさせば大丈夫だと言われるかもしれませんが、横殴り等の暴風雨のところで、大変危険だと、特に、高倉地区が多いと聞いておりますが、そのへんは、調査されて県にバス停の設置をどのように申し込まれているのか、お聞きしたいと思えます。以上でございます。

議長（大谷内 義一）

企画財政課長 坂口良生君

企画財政課長（坂口 良生）

16番山本議員の質問にお答え致します。まず一点、町営バスの運行はうまくいつているのかとの質問でございますが、実際、完全にうまく行っているとは言えません。先般も、4月21日、役場3階会議室において、バス転換打ち合わせ会議を開催し、北辰高校はじめ、能都・鶴川両中学校、バス事業者、県の企画振興部新幹線交通政策課、それと企画財政課、学校教育課の12名で、その問題について色々議論致しました。学校の子供たちがまず、始業時間に間に合わないということがありまして、珠洲鉢ヶ崎発5時15分発と、松波城址公園口発7時13分の2便について、生徒が始業時間に間に合うように、早急に改善するということで話を詰めました。来月の5月20日頃、まだ、1ヶ月程かかりますが、時間を短縮することで調整をしております。2点目の崎山1

丁目から4丁目、バスが一本も走っていないということで、私も聞きまして、すぐに現場に行って確認してまいりました。この場所について、上下どちらか一方、往復でなくて片方だけでも通るような形で、運行出来ないかということも聞いておりますので、その点についても県とバス事業者へもお話しております。それからバス停の問題ですけれど、17年度の予算では、一応6ヶ所計画しておりますが、先程言われました雨が降った時大変困るという話は、先般の21日の会議の席上、先生方からも聞いておりますので、その旨も、できるだけ前向きに検討していきたいと思っておりますが、何分、県は17年度でバス停の上屋の補助は、打ち切りというふうなことなので、先般、私も来年度以降もできるだけ補助金等をつけながら、事業を継続していただくよう強くお願いしたものです。

議長（大谷内 義一）

16番 山本一朗議員

16番（山本 一朗）

今の課長の説明でわかりました。ただ最後のですね、県がバス停の予算を打ち切ると、冷たい言い方をされたと言っておりますが、石川県がのと鉄道を強引に外した時に、町民には迷惑をかけないんだと、バスがよりよい有効な交通手段だと、便利になるんだと言った口があるんですよ。総務部長は、そのへんを強く言って、もつと便利にさせていただきたいということを強く県に申し入れてさせていただきたいと思えます。それとですね、もう一点質問させていただきます。深層水の問題で、先般の全協にも言ったんですが、持木町長の今の所信表明等でも、とにかく宝物にして、これを地域の活性化に活かしたいと言われておりましたが、細かいことは言いませんが、今後ですね、この6月議会までに、持木町長は深層水は、深層水の係の担当課だけで私はやるのは、まだまずいと思うんです。やはり、農業、水産、いろいろな分野のつかえる所のたて形でなく、横で広げるような深層水を、利活用の役場での担当課あたりのプロジェクトを作って、きちんとしたものをご提示願えたら、我々ももっとそれに対して希望をもつて、取り組めると思うんです。それが町長が、皆さんと一緒にやりたいと言われた町づくりかと思うんですが、町長そのへんのところどのようにお考えなのか。

議長（大谷内 義一）

町長 持木一茂君

町長（持木 一茂）

海洋深層水の利活用に関しましては、先程も申し上げましたように、いろいろな分野で使える可能性というのは本当に未知数だと考えております。そんな意味でも当然その農林水産業にも利用したいという思いもありますし、それ以外にもいろいろなこう利活用の幅があるというふうに考えておりますので、けっしてその海洋深層水対策室にだけにまかせるんじゃなくて、いろんな各課の知恵を借りながら、どんなものに利用されるか、することができるかというのを検討して、そして、能登町の一つの目玉としてPRしていきたいというふうに考えております。

議長（大谷内 義一）

ほかにありませんが。 3番 向峠議員

3番（向峠 茂人）

17年度の暫定予算とちょっと関係ないんですけど、有線放送事業で、旧柳田地区の問題かと思えますけれど、私の記憶しているところでは、柳田村であった2月いっぱいまで、今日は1才という番組を毎月やっていました。と言うのは、新町になってから、この番組は内浦地区はもちろん有線のサービスを受けていないし、能都町でも若干柳田と温度差があるような体制ですので、それで取りやめたのかと思えますけれど、大変この番組というか、事業、放送を続けて欲しいとゆう特に柳田地区はそう言う要望がたくさんあります。広報情報推進課長に聞きたいんですけど、なぜこの番組を取りやめたのか、その説明と又、こういう要望があれば続けていくのか、そのへんの説明をお願いします。

議長（大谷内 義一）

広報情報推進課長 小西和夫君

広報情報推進課長（小西 和夫）

3番向峠議員の質問にお答えいたします。これにつきましては、番組編成というか、この番組を取りやめたのは2月で、柳田の番組のほうで取りやめと言うふうに聞いております。3月1日以降につきましては、能都エリアと旧柳田エリアの番組が違っておりますので、チャンネル管理が違ってしておりますので、3チャンネルを柳田で放送しております放送を10チャンネルに変更した経緯がございます。それで、今、向峠議員さんからのご要望で、番組のご希望があればまた、検討していきたいと思っておりますので、ご了解のほどよろしくお

願いたします。

議長（大谷内 義一）

3番 向峠議員

3番（向峠 茂人）

検討して、もし継続して柳田地区のエリアで放送していただけるものならば、是非そうしていただきたいと思います。また現在、大変少子化と言われているところでございますので、また、そういう子供達、孫とかを見たいと言う希望がたくさんあれば、またそういう少子化でも若干の効果があるのではないかと思います。是非そういう番組の復活を希望します。どうぞよろしく願いたします。

議長（大谷内 義一）

答弁ありませんね。その他ありませんか。はい、18番 鶴野議員。

18番（鶴野 幸一郎）

議案書ですね、この税条例の一部改正についてもう一度総務課長に説明をお願いしたいと思います。

議長（大谷内 義一）

総務課長 田下一幸君

税務課長 藤村秀雄君

税務課長（藤村 秀雄）

鶴野議員さんにお答えします。今般地方税法の一部改正の法律について、税条例を改正させていただきましたが、臨時議会の議案書の説明資料がお手元にあるかと思いますが、その中で、現行と改正案を示したものでございます。その中で、変わった点だけご説明させていただきますが、個人住民税についてでございますが、こちらの方は、定率減税の取り扱いということで、現在永久的に減税の一環として実施している個人住民税の低率減税を税源の15パーセントから、7.5パーセントに縮小するものでございます。所得税につきましては、税額の20パーセント控除から10パーセント控除にするものです。これは、個人住民税については、18年6月から徴収分について実施するものです。次に、議案書の1ページの方でございますが、第24条の（2）でございますが、年齢65才以上の者を削るとのことでございます。こちらのほうは、個人

住民税の人的非課税の範囲についてでございますが、17年1月1日で年齢65才以上の方のうち、前年度の合計所得金額が年金等の含めまして、125万円以下の者に対する非課税措置の廃止と言うことで、年金245万円相当がこれの分になるかと思えます。但し、経過措置としまして、平成18年度分は、所得割で2/3控除、内均等割で3千円のところ、千円、平成19年度分については、所得割1/3控除、均等割で3千円が2千円となることということです。それともう一点は、給与支払報告書の提出の必要な者の範囲についてでございますが、現行では、今、1月1日現在で職についている者について、市町村へ給与支払報告書の提出する義務があるんですが、18年1月1日以降につきましては、年度途中で退職が有った場合についても、退職時に市町村への給与支払報告書の義務があると言うことが、こちらの方に書いてあります。以上なことが税制の改正になるかと思えますがよろしく願いいたします。

議長（大谷 内義一）

はい、18番 鶴野議員。

18番（鶴野 幸一郎）

だいたいわかりました。私、国が決めた税制でございますので、これはいたしかたないだろうとおもいますが、ただこれ一つ年齢が65才以上の者、いままでは非課税であったわけですが、これが課税されるということになりますと、あの、これだけで終わればいいのですが、このあとに、これと連動してですね、介護保険の保険料がこれと連動して上がってくる方がおられると、ただでさえこの低い所得の方、非常に苦しい生活をされておられる訳ですが、そこへ保険料が上がってくると、一段階上がる方もあるいは、二段階上がる方もいられるように思うんですが、こういうことに対してどのように配慮されるのか、配慮があつてしかるべきかと私思うんですが、税務課長どうですか、この点について何か措置が盛られるのかどうか。

議長（大谷内 義一）

税務課長 藤村秀雄君

税務課長（藤村 秀雄）

お答えします。ただいまの介護保険料につきましても、この定率減税で引き下げになった分について、手厚い保護が必要なのかと言うお話もありましたが今現在のところ、まあ、国の方からもお示しがありませんし、今現在私のところでもまだ考えておりませんので、そのへん決まり次第またご報告させていただきます。

だきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（大谷内 義一）

ほかにありませんか。4番 市浜議員

4番（市浜 等）

社会教育関係なんですけれど、公民館の運営審議委員というあれが、内浦町では年に4回出ていたということで、内浦の公民館では4回ということで、他の所では全然無かったということをやちょっと聞いておりますので、あの運営委員会の経費を2回にしろとゆうふうなのか、教育委員会の方からのお達しだったというふうなことをちょっと聞いたんですけれど、これは公民館の運営に関して、内浦町とすれば低下していくんでないかというふうに思うんですけれど、社会教育課長よろしくお願ひします。

議長（大谷内 義一）

生涯学習課長 西戸人志君

生涯学習課長（西戸 人志）

ただいまの市浜議員の質問にお答えいたします。先程の質問にありました公民館の運営審議委員の回数のございですが、従来内浦町におきましては、年4回開催しておったわけのございですが、合併によりまして、すでに、前年度合併協議会の段階で、これは統一制と言うことで2回と、公民館の運営については、支障をできるだけきたさないように努力したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長（大谷内 義一）

4番 市浜等君

4番（市浜 等）

私とすれば、合併協議会で決まったということなんだろうが、できたらそれを復活するようにできたらお願ひできればと、公民館活動が我々、町が大きくなると、やはり声が届きにくくなるということで、公民館が大切やなあと思っておりますもので、そこひとつよろしくお願ひします。

議長（大谷内 義一）

答弁ありませんね。8番 奥野議員。

8番（奥野 清）

新しく就任された、持木町長にお聞きしたいんですが、葬儀の参列なんですが、旧柳田村では村長が参列しておりました。村長が出なければ、誰か替わりに出たとゆうことで、3月、4月、今日は26日ですが一ヶ月半程の中で、住民の方から町として誰か出席してくれないのかとゆう声が有りますので、どう対応していくのか質問いたします。それとですね、あの、旧柳田村の方では、旧の能都町、内浦町は、わかりませんが、赤十字特別社員とゆうんですか、の方では、知事の名前で弔辞が出されておりました。それで村長が代読しておりました。村長が都合が悪ければ、ほかの方が代読したんですが、そのへんのことを担当課長に一つお聞きしたいと思います。以上です。

議長（大谷内 義一）

町長 持木一茂君

町長（持木 一茂）

葬儀の出席に関してなんですが、旧の能都町でもそういったことを行っておりました。できるだけ町長がそういった町民の方の葬儀あるいは、お通夜に出席すると言う趣旨のうえから出席しておりました。ただ旧内浦町が公職者に町長が出席というふうなことで、これも合併協議会で決まったと言われれば文句が出るかもしれませんが、合併協議会の分科会の方で調整していただきまして、公職者に限って町長もしくは、町長代理が出席というふうな方法を探らせていただいております。

議長（大谷内 義一）

健康福祉課長 中口憲二君

健康福祉課長（中口 憲二）

赤十字の社員の問題ですが、3月1日から合併いたしまして、実は、赤十字の担当と言うのは社協とか、それから役場の担当課とか、いろいろと分かれておまして、実際そういう調整を行ったのは4月に入ってからでございます。赤十字の会議を持ちまして、一応今合併してから初めて4月で能都町の代表の方それから内浦町の代表の方、柳田の代表の方集まっていたいただいて今しております。知事の弔辞の問題ですが、それは決まっておまして、一応申請すればこちらの方が代表して行うということになっております。ただ一ヶ月間の社員名簿がですね、ちょっとわからなくて今調整して、これからそのとおりに行う予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大谷内 義一）

議員の皆さんにお願いいたします。できるだけ議案に基づいた質疑にさせていただきたいと思えます。他ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行いません。討論はありませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決をいたします。

報告第17号 平成16年度能登町一般会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第18号 平成16年度能登町国民健康保険特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第19号 平成16年度能登町老人保健特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第20号 平成16年度能登町介護保険特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第21号 平成16年度能登町観光施設特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第22号 平成16年度能登町公共下水道事業特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第23号 平成16年度能登町農業集落排水事業特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第24号 平成16年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第25号 平成16年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第26号 平成16年度能登町簡易水道事業特別会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第27号 平成16年度能登町水道事業会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第28号 平成16年度能登町病院事業会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの12件を一括して採決いたします。

報告第17号から報告第28号までの12件について、報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、報告第17号から報告第28号までの12件について、報告のとおり承認されました。

次に報告第29号 能登町税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第30号 能登町都市計画税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第31号 能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求める

ことについて、報告第32号 能登町過疎地域活性化対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの4件を一括して採決いたします。

報告第29号から報告第32号までの4件について、報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、報告第29号から報告第32号までの4件について報告のとおり承認されました。

次に報告第33号 平成17年度能登町一般会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第34号 平成17年度能登町有線放送事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第35号 平成17年度能登町国民健康保険特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第36号 平成17年度能登町老人保健特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第37号 平成17年度能登町介護保険特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第38号 平成17年度能登町観光施設特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第39号 平成17年度能登町公共下水道事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第40号 平成17年度能登町農業集落排水事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第41号 平成17年度能登町漁業集落排水事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第42号 平成17年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第43号 平成17年度能登町簡易水道事業特別会計暫定予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第44号 平成17年度能登町水道事業会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについて、報告第45号 平成17年度能登町病院事業会計予算にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの13件を一括して採決いたします。

報告第33号から報告第45号までの13件について、報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって報告第33号から報告第45号までの13件は、報告のとおり承認されました。

次に議案第8号 能登町農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例についてを採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号 能登町監査委員の選任についてを採決いたします。ここで地方自治法第117条の規定により25番 多田喜一郎君の退場を求めます。

議案第9号 能登町監査委員の選任について

能登町字上町13字225番地甲 弥録 文彦氏

能登町字宮地16字9番地 多田喜一郎氏

の2氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定致しました。ここで多田喜一郎君の入場を許可します。

次に議案第10号 能登町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第10号能登町公平委員会委員の選任について

能登町字宇出津ウ字57番甲地 川端 登喜夫氏

能登町字笹川ラ部54番地 石田 栄子氏

能登町字時長43字10番地3 椿原 安弘氏

の3人の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定致しました。

次に議案第11号 能登町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第11号能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について

能登町字宇出津夕字74番地9 数馬 毅氏

能登町字当日53字81番甲地 赤田 一男氏

能登町字上16字62番地1 井高 吉孝氏

の3氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決定致しました。

次に議案第12号 能登町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。ここで、松本教育長はしばらく退場をしていただきます。

議案第12号能登町教育委員会委員の任命について

能登町字宇出津新101番地1	石井 勲雄氏
能登町字七見八字18番甲地	久保 獻令氏
能登町字天坂4字58番地	仲谷 由美氏
能登町字小木10字108番地	松本 博氏
能登町字松波10字17番地	升谷 伸子氏

の5氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決定致しました。ここで、松本教育長に入場をしていただきます。

以上で本臨時会に付議された議件は全部終了致しました。ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許可します。 持木一茂君。

町長（持木 一茂）

第2回臨時会の終わりにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜り提出案件いづれも原案どうり承認・可決していただきました。まことにありがとうございます。私にとりましては、能登町になってからの初めての議会ということで緊張した議会でしたが、これからの能登町の道のを、議員の皆様のお力をお借りしながら一步一步進んでいきたいと考えております。これからの4年間、奥能登に「人暮らしが輝くふれあいの町」実現のため、誠心誠意努めてまいりたいと存じておりますので議員の皆様のご理解とご支援賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会

議長（大谷内 義一）

これもちまして、平成17年第2回能登町議会臨時会を閉会いたします。議会運営にご協力いただきありがとうございました。

(午後2時30分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成17年4月26日

能登町議会議長 大谷 新一

署名議員 小路 政敏

署名議員 奥成 壮三郎